

令和7年度地域包括支援センター運営方針（案）の主な変更点及び変更の主旨について

※資料3-2 令和7年度地域包括支援センター運営方針（案）については、令和6年度運営方針からの変更箇所を、赤字にしております。

全体を通じた変更点

- 令和7年度地域包括支援センター評価指標（以下「センター指標」という）、市町村評価指標、インセンティブ交付金の評価指標を達成できるよう項目を反映。
- センター指標に該当する部分については＊、市町村指標は市、インセンティブ交付金の評価指標は★で標記。
- 市町村評価指標において、センターの中間アウトカム、アウトプット指標に設定している項目については、活動指標に反映し市としての目標を明確化
- データや図などは最新のものに更新。

1 基本方針 p 1

- 法令上規定されている地域包括支援センターの業務内容については市の独自の方針ではないため削除。
- センター長の役割に、センター指標の組織・運営体制の項目を達成できるよう追記。

2 取組項目 p 2

- 令和7年度に地域包括支援センターが高齢者や介護者の総合相談支援窓口であることの周知を強化する背景や引き続きフレイル予防等に取り組む背景を追記。

2 取組項目(1) p 3～p16

- **【項目全般】**
 - ・地域包括支援センターが高齢者や介護者の総合相談窓口であることを高齢者だけではなく、就労世代や子育て世代などへの周知も強化していくことを追記。
 - ・認知症施策については、国の認知症施策の基本計画の内容を反映。
- **【重点取組項目】ア 地域における認知症高齢者への支援の体制強化（p 5～）**
 - ・チームオレンジの体制構築（オレンジコーディネーター配置センター）
チームオレンジの手引きおよび認知症サポーターステップアップ講座の手引きの修正に合わせて、ステップアップ講座の回数を年3回から2回に、スマイルオレンジチームの運営方法などを変更。
 - ・オレンジコーディネーター非配置センター
認知症サポーターを活動の場につなげる取組に重点をおくため、認知症サポーターフォローアップ講座の開催回数年2回以上を削除し、サポーターを活動の場につなげる取組の回数を年3回以上に変更。
- **【重点取組項目】イ サービス未利用者等への支援（p 9～）**
 - ・短期集中予防型サービス事業について、参考に掲載していた事業概要を削除し、令和6年度に調査した利用者の状態像の変化等、短期集中予防型サービス事業の結果を掲載。短期集中予防型サービス事業利用終了時に、インフォーマルサービスを紹

介している紹介率が低いため、「事業利用終了時に地域の介護予防活動やインフォーマルサービス等に積極的につなげること」を追記。

2 取組項目 (2) p16～p20

○ 【重点取組項目】ウ 指定介護予防支援事業所の指定を受けた居宅介護支援事業所の支援 (p19)

- ・令和6年度より開始となった介護予防サービス計画の検証について追記。

2 取組項目 (3) p21～p26

○ 【重点取組項目】ア 介護支援専門員等に対する個別地域ケア会議の活用促進に向けた取組 (p22)

- ・ 個別地域ケア会議の開催数については、介護予防サービス計画の検証の回数も含めて12回以上とする。

3 地域包括支援センターの運営における留意事項 p31～p35

○ (2) 職員の資質向上・定着支援 (p31～)

- ・ センター指標の組織・運営体制の項目を反映させるため、職員の定着支援に関する項目を追記。

○ (9) 公正・中立性の確保 (p34～)

- ・ 専門職の介護予防ケアプラン（総合事業ケアプラン含む）担当上限数について、特定の職員に業務が偏らないよう配慮しつつも、各職員の経験年数等は一律ではないため、平均40件以下/人に変更。
- ・ 同一法人内の居宅介護支援事業所への再委託について、同一法人の指定居宅介護支援事業所による作成数が占める割合や介護予防ケアプランに位置づける介護予防サービス事業所の占有率の上限については、居宅介護支援の特定事業所集中減算と同様に80%に変更。